

平成 18 年 3 月 30 日

各 位

株式会社 りそな銀行

積水ハウス株式会社との提携によるシニア世代向け新型ローン制度の取扱開始について

株式会社りそな銀行（社長 野村 正朗）と積水ハウス株式会社（社長 和田 勇）とは、シニア世代の住宅建替や増改築のニーズにお応えするため、お借入期間中はお利息のみのお支払いで、元本部分のご返済は担保物件の売却による期日一括返済を選択できる新型ローン制度について提携し、平成 18 年 4 月末日を目処に取扱いを開始する予定です。

この新型ローンは、生活資金のご融資を目的とした従来型リバースモーゲージのシステムとは異なり、住宅建築資金やリフォーム資金を生涯お借り入れいただける、新たなスタイルの住宅ローンです。

定年退職後のご高齢者は今後の収入や将来の生活費に不安もあり、住宅の建替や増改築が思い通りにできないという声をお伺いします。

当社ではこの新型ローンを導入することにより、建替や増改築をあきらめていたシニア世代のお客さまに対し、豊かな老後生活をおくるための新しい選択肢をご提案するものです。

1. 新型ローンの特徴

この新型ローンは、返済方法に従来の元利均等返済に加えて、期限一括返済もお選びいただけるようになりました。期限一括返済をご選択いただきますと、毎月の元本返済の必要がなく、利息のみのお支払いとなります。

2. 新型ローンの商品概要

対 象 者	50 歳以上で、日本国籍の方又は外国籍で永住権のある方
資金用途	・ 積水ハウス(株)が請負う住宅建替資金 ・ 積水ハウスリフォーム(株)が請負う増改築資金 (住宅の所在地は首都圏・中京圏・近畿圏)
融資金額	・ 担保不動産の土地評価に応じて個別に決定
融資期間	・ 最長 35 年 (期間を定めて返済する場合) ・ 終身
金 利	・ 変動金利
返済方法	・ 元利均等分割返済 (返済期間は最長 35 年) ・ 期限一括返済 (返済期間は最長 35 年もしくは終身) 元本部分は返済期日もしくは借入人の死亡時に、手元現金もしくは担保物件の売却により返済 (随時返済可能)
担 保	対象となる物件に、りそな銀行を第一順位とする根抵当権ならびに代物弁済の予約による所有権移転仮登記を設定
連帯保証人	保証人は原則不要 (配偶者は連帯債務者)
取扱開始日	平成 18 年 4 月下旬 (予定)

以 上